

支給対象事業所・支給額一覧

サービス系統	サービス種別	対象事業所	支給額（※2、※3、※4）
1 通所系サービス事業所	療養介護、生活介護、自立訓練 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援		1事業所につき120,000円
2 障害児通所系サービス事業所	児童発達支援、放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援		1事業所につき120,000円
3 短期入所系サービス事業所	短期入所		1事業所につき220,000円
4 入所・居住系サービス事業所	共同生活援助（グループホーム） ※東京都重度身体障害者グループホームを含む	下記①～③を全て満たす事業所 ①令和7年12月1日（基準日）時点において、北区内に所在 ②障害者総合支援法、児童福祉法、東京都北区規則及び要綱に基づく認可・指定を受けている、もしくは東京都重度身体障害者グループホーム事業の指定等を受けている ③令和7年4月1日以降、継続して事業を運営 (ただし、下記「※1」を除く。)	1事業所につき220,000円
5 訪問入浴系サービス事業所	訪問入浴サービス (東京都北区身体障害者訪問入浴サービス経費補助事業実施要綱に基づく指定を受けたもの)		1事業所につき100,000円
6 訪問系サービス事業所及び日中一時系サービス事業所	・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助 ・移動支援（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱に基づく指定を受けたもの） ・重度障害者等就労支援（東京都北区重度障害者等就労支援事業実施要綱に基づく指定を受けたもの） ・重度障害者大学等修学支援（東京都北区重度障害者大学等修学支援費補助事業実施要綱に基づく指定を受けたもの） ・日中一時支援（東京都北区日中一時支援経費補助事業実施要綱に基づく指定を受けたもの）		1事業所につき50,000円
7 相談系サービス事業所	・一般相談支援事業<地域移行支援、地域定着支援> ・特定相談支援事業<計画相談支援、障害児相談支援>（東京都北区指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則に基づく指定を受けたもの）		1事業所につき50,000円

※1：対象外事業所

- ①基準日（令和7年12月1日）時点で、休止又は廃止の届出をしている事業所
- ②法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従事者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの

※2：【令和7年4月1日からの1年間分】として支給します。

※3：同一住所の事業所において同一サービス系統の事業を複数運営する場合は、合わせて1事業所とみなすものとします。

※4：同一住所の事業所においてサービス系統6の事業を複数運営する場合は、運営する事業の数にかかわらず1事業所とみなすものとします。